

【指名停止・一覧表】

| 指名停止措置状況 | | | | | | | | |
|---|-------|------------|---|---------|------------------------|------------|----------------|---------------------------------|
| ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863 | | | | | | | | |
| 業者名 | 本店所在地 | 事業団又はその他の別 | 事実概要等 | 指名停止期間 | | 指名停止措置対象区域 | 指名停止等取扱要領の該当条項 | |
| 丸山・南雲特定建設共同企業体 | 新潟県 | 事業団 | 当事業団発注の柏崎市柏崎雨水ポンプ場建設工事その4において、平成31年1月21日、当該業者の2次下請けの作業員が脚立を使用して電気配管設置作業を行っていた際、バランスを崩して約2メートルの高さから転落し、頸椎損傷を負って同日入院、約3ヶ月要加療見込みと診断された。 | H31.4.1 | ～ H31.4.14 | 2週間 | 北陸 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| (株)丸山工務所 | 新潟県 | 事業団 | 同上 | H31.4.1 | ～ H31.4.14 | 2週間 | 北陸 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 南雲土建(株) | 新潟県 | 事業団 | 同上 | H31.4.1 | ～ H31.4.14 | 2週間 | 北陸 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 山口建設(株) | 山口県 | その他 | 当該業者は、平成29年12月12日、山口市内の建設現場において、足場変更の作業中に、下請業者の労働者が高さ約3.6メートルの足場上から床面に墜落し、休業4日以上の負傷をする労働災害が発生したにもかかわらず、同社の現場代理人は、山口労働基準監督署の労働基準監督官からの質問に対し、同社が施工する建設現場内で労働災害は発生していない旨の虚偽の陳述をし、このことが、労働安全衛生法第91条第1項に違反したとして、山口簡易裁判所において判決を受けた罰金刑が、平成30年12月27日に確定した。 | H31.4.1 | ～ H31.4.30 | 1ヶ月 | 中国 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| (株)セノン | 東京都 | その他 | 当該業者は、大宮国道事務所発注の「H30大宮国道事務所車両管理業務」において、平成30年8月21日10時56分ごろ、職員を乗せて埼玉県桶川市を走行中に、車両管理員が交差点に差し掛かり一時停止後、交差点に進入し右折を開始した直後に、走行してきた自転車と衝突し、自転車の運転手を死亡させる公衆損害事故を発生させた。このことから、当該車両管理員は、埼玉県警察本部から免許取消の行政処分を受けるとともに、平成31年1月9日、過失運転致死の罪でさいたま地方検察庁から起訴された。 | H31.4.1 | ～ R1.6.30 | 3ヶ月 | 関東 | 別表第1第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） |
| 大喜建設(株) | 兵庫県 | その他 | 当該業者の使用人は、平成29年6月、兵庫県西宮市発注の下水道関連工事の入札において、同市の職員から設計金額などを聞き、公正な入札を妨害したとして、平成31年1月29日、兵庫県警に公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕された。また、同社の使用人は、平成30年8月、同市発注の道路のり面工事の入札において、別の同市の職員から設計金額を聞き、公正な入札を妨害したとして、平成31年2月12日、兵庫県警に公契約関係競争入札妨害の容疑で再逮捕された。 | H31.4.1 | ～ R1.6.30 | 3ヶ月 | 近畿 | 別表第2第6号（公契約関係競争等妨害又は談合） |
| 菱和設備(株) | 静岡県 | その他 | 当該業者の浜松支店長は、平成29年12月に磐田市が発注した工事の一般競争入札に関し、磐田市の前副市長から予定価格を聞き、その予定価格から算出した金額で入札し、当該工事を落札した。このことで同支店長は、平成31年2月1日、公契約関係競争等妨害の疑いで静岡県警に逮捕された。 | H31.4.1 | ～ H31.5.31 H31.4.30 | 2ヶ月 1ヶ月 | 中部 中部以外 | 別表第2第6号（公契約関係競争等妨害又は談合） |
| 熱海建設(株) | 宮城県 | その他 | 当該業者は、宮城県発注の「寒風沢農地復旧除塩及び海岸復旧工事」に関し、宮城県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の現場隣接地において、廃棄物である木くず等を焼却したとして、平成30年12月19日、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律違反により同社及び同社の使用人2名が起訴され、同月25日、仙台簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けた。 | H31.4.1 | ～ H31.4.30 | 1ヶ月 | 東北 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| サカヒラ・山田土建特定建設共同企業体 | 福岡県 | 事業団 | 当事業団発注の北九州市浅野町ポンプ場他建設工事において、平成30年12月14日、汚水沈砂池水路内の耐震補強工事の準備工として水路内の浚渫・洗浄作業を行うため、開口部のグレーチングを外して換気作業を行っている中、一時、当該共同企業体職員が単独で現場確認を行い、その後1次下請の作業員が現場に入った際、水路内に共同企業体職員が倒れているのを発見した。被災者は右側頭骨骨折及び脳内出血を負い、現在健常者並みに回復しているものの事故当日の記憶がない状態である。怪我の状態から、被災者は転落ではなく、既設タラップにて水路内に降りた際に足を滑らせ転倒し、コンクリート面に右側頭部を強打して立ち上がれなくなったものと想定される。 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 九州 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| (株)サカヒラ | 福岡県 | 事業団 | 同上 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 九州 | 同上 |
| 山田土建(株) | 福岡県 | 事業団 | 同上 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 九州 | 同上 |
| (株)クボタ | 大阪府 | 事業団 | 当事業団発注の尾道市浄化センター汚泥処理設備工事その5において、平成30年12月20日、尾道市衛生センター地下1階でのコンクリート打設作業準備のため、1階搬入口の鋼製蓋開放作業を被災者（2次下請作業員）を含む3名で行っていた際、バランスを崩した被災者が開口部より地下1階（H=5.8m）に墜落し、外傷性大動脈損傷、右頭葉外傷性脳内出血、顔面多発骨折等を伴う重傷（全治3か月見込み）を負った。なお、本件は労働安全衛生法に定める諸規則には抵触していない。 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 中国 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| (有)赤塚商会 | 北海道 | その他 | 当該業者及びその取締役は、平成30年8月21日、一般工事の工事現場において、屋根の塗装作業中に、足場から作業員が墜落し、負傷する事故を生じさせ、平成31年1月23日付けで八雲簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 北海道 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |

【指名停止・一覧表】

| 指名停止措置状況 | | | | | | | | |
|---|-------|------------|---|---------|----------------------|------------|----------------|---------------------------------|
| ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863 | | | | | | | | |
| 業者名 | 本店所在地 | 事業団又はその他の別 | 事実概要等 | 指名停止期間 | | 指名停止措置対象区域 | 指名停止等取扱要領の該当条項 | |
| 小代築炉工業（株） | 大分県 | その他 | 当該業者は、民間発注の電気工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額4,000万円以上の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成31年3月1日に大分県知事より指示処分を受けた。 | R1.5.7 | ～ R1.6.6 | 1ヶ月 | 九州 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| 豊島建設（株） | 岩手県 | その他 | 当該業者は、平成30年10月20日、当地方整備局三陸国道事務所発注の「高田地区道路改良工事」の工事現場において、誘導員がダンプトラックの誘導等の作業を行っていたところ、橋台の設置のために掘削した開口部に墜落し死亡する事故を起こした。当該事故に関し労働安全衛生法違反の疑いがあるとして、平成31年3月27日、大船渡労働基準監督署より盛岡地方検察庁一関支部に書類送検された。 | R1.5.27 | ～ R1.7.8 | 6週間 | 東北 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| （株）九電工 | 福岡県 | その他 | 当該業者の行橋営業所長が、平成28年7月に、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、同町町議と共謀し同工事の入札参加条件を厳しくし、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害の容疑で福岡県警に逮捕され、3月30日に便宜供与の見返りとして、同町町議に現金800万円を渡し、贈賄の容疑で再逮捕された。また、4月3日、同工事にて（株）フソウを入札に参加させ、当該業者を上回る金額を提示させて、見返りに1千万を支払う合意をし、入札を妨害したとして、当該業者の別の社員3名が談合の容疑で逮捕された。 | R1.5.27 | ～ R1.8.26 R1.7.26 | 3ヶ月 2ヶ月 | 九州 九州以外 | 別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合） |
| （株）フソウ | 香川県 | その他 | 当該業者の九州支店課長が、平成28年7月に福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、（株）九電工本社環境技術課長から、同工事に参加し、同社を上回る金額を提示させ、見返りに1千万円を受け取る合意をし、公正な入札を妨害したとして、平成31年4月3日、福岡県警に談合の容疑で逮捕された。 | R1.5.27 | ～ R1.7.26 | 2ヶ月 | 九州 | 同上 |
| （株）安藤・間 | 東京都 | その他 | 当該業者は、民間発注の一般工事において、平成29年10月22日、台風が接近していたにもかかわらず、適切な措置をせず足場を倒壊させて歩行者1名を死亡させ、平成31年4月3日付で社員1名が、福岡簡易裁判所より業務上過失致死罪で略式命令（罰金50万円）を受けた。 | R1.5.27 | ～ R1.7.26 | 2ヶ月 | 九州 | 別表第1第6号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） |
| 東亜道路工業（株） | 東京都 | その他 | 当該業者を含む3社は、遅くとも平成24年3月23日以降、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため、共同して舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に、舗装用改質アスファルトの原材料であるストレートアスファルトの仕入価格の大幅な変動が見込まれる場合等に、3社の営業責任者等による合意を開催するなどして、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等を決定するなどしていた。このことについて、令和元年6月20日に公正取引委員会は独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして公表した。なお、当該業者は課徴金減免制度の適用を受けたことから、入札参加資格停止措置の期間を2分の1に短縮する。 | R1.7.29 | ～ R1.8.28 | 1ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| （株）奥村設備 | 滋賀県 | その他 | 滋賀県湖南市発注の小学校の空調設備工事を巡り、当該業者の代表取締役及び社員1名は、同市元建設経済部長から事前に設計価格の漏洩を受け、入手した情報を元に入札に参加し、落札したとして、滋賀県警は、令和元年5月13日、当該業者の代表取締役及び社員1名を公契約関係競売入札妨害、同市元建設経済部長を官製談合防止法違反の疑いでそれぞれ逮捕した。その後、当該業者代表取締役らと同市元建設経済部長は、同市発注の他の小学校の空調設備工事の入札においても、事前に設計価格の漏洩を受け、入手した情報を元に入札に参加し、不正に落札していたとして、同年6月3日、滋賀県警に再逮捕された。 | R1.7.29 | ～ R1.11.28 | 4ヶ月 | 全国 | 別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合） |
| （株）飯塚組 | 群馬県 | その他 | 当該業者は、平成29年10月20日、利根川横断暗渠側壁清掃作業を行わせるに当たり、同暗渠は自然換気が不十分な場所であったにもかかわらず、排気ガスによる健康障害を防止するために必要な措置を講じず、内燃機関を有する高圧洗浄機を使用した。その結果、一酸化炭素中毒により労働者1名が死亡し、その他2名が休業する災害を発生させた。これにより、前橋簡易裁判所から労働安全衛生法第22条第1号（労働安全衛生規則第578条）違反のため、同社に対して罰金20万円、同社工事課長に対して罰金40万円の略式命令が出され、平成30年12月20日にその刑が確定したことから、平成31年2月14日付けで建設業許可部局（群馬県）が監督処分を行った。 | R1.7.29 | ～ R1.8.11 | 2週間 | 関東 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 城ヶ端建設（株） | 北海道 | 事業団 | 当該業者は、当事業団発注の「せたな町北檜山下水処理場建設工事その8」において、令和元年7月8日に落札したにもかかわらず、同年7月22日付けで契約辞退届を提出し契約締結しないこととした。 | R1.7.30 | ～ R1.10.29 | 3ヶ月 | 北海道 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| （株）星山建設工業 | 熊本県 | その他 | 当該業者は、平成29年10月に玉名市所在の中学校屋外トイレ修繕工事（玉名市発注工事）において発生した工事関係者事故を、同社リサイクルセンター敷地内において負傷したものと労働基準監督署長に虚偽の報告を行った。このため、同社取締役に対し、労働安全衛生法違反による罰金の略式命令があり、令和元年5月28日、刑が確定した。 | R1.9.3 | ～ R1.10.2 | 1ヶ月 | 九州 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |

【指名停止・一覧表】

| 指名停止措置状況 | | | | | | | |
|--|-------|------------|---|--------------------|-----|------------|---------------------------------|
| ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】 経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863 | | | | | | | |
| 業者名 | 本店所在地 | 事業団又はその他の別 | 事実概要等 | 指名停止期間 | | 指名停止措置対象区域 | 指名停止等取扱要領の該当条項 |
| 前田道路（株） | 東京都 | その他 | 当該業者らは、アスファルト合材の製造販売をめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象業者（前田道路（株）、大成ロテック（株）、鹿島道路（株）、大林道路（株）、世紀東急工業（株）、（株）ガイアート、東亜道路工業（株））、並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反業者（（株）NIPPO）として公表された。 | R1.9.3 ～ R1.10.2 | 1ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 大成ロテック（株） | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R2.1.2 | 4ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 鹿島道路（株） | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.11.2 | 2ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 大林道路（株） | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.11.2 | 2ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 世紀東急工業（株） | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.10.2 | 1ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| （株）ガイアート | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.11.2 | 2ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 東亜道路工業（株） | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.10.2 | 1ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| （株）NIPPO | 東京都 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.10.2 | 1ヶ月 | 全国 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 石垣メンテナンス（株） | 東京都 | その他 | 当該業者らは、東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせをめぐり、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象業者（石垣メンテナンス（株））、並びに排除措置命令の対象業者（日本メンテナンスエンジニアリング（株））として公表された。 | R1.9.3 ～ R1.11.2 | 2ヶ月 | 関東 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| 日本メンテナンスエンジニアリング（株） | 大阪府 | その他 | 同上 | R1.9.3 ～ R1.11.2 | 2ヶ月 | 関東 | 別表第2第3号（独占禁止法違反行為） |
| （株）丸平工業 | 岐阜県 | その他 | 当該業者の前代表取締役は、岐阜市が発注した長良川鶴飼の観覧船航路整備工事を巡り、業者選定に関し便宜を受けた見返りに現金100万円を同市職員に渡しとしたなどとして、令和元年7月22日公職選挙法違反（事後買収、買収申し込み）の罪で前橋地裁に在宅起訴された。 | R1.9.3 ～ R1.12.2 | 3ヶ月 | 全国 | 別表第2第2号（贈賄） |
| 南波建設（株） | 群馬県 | その他 | 当該業者の前代表取締役は、平成31年4月7日投開票の群馬県議選において、選挙運動の報酬として、4月9、10日頃、運動員に現金やようかんを渡そうとしたなどとして、令和元年7月22日公職選挙法違反（事後買収、買収申し込み）の罪で前橋地裁に在宅起訴された。 | R1.11.1 ～ R1.11.30 | 1ヶ月 | 関東 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| 山科建設（株） | 秋田県 | その他 | 当該業者は、秋田県内の民間工事において、大工工事業の許可を受けていない者と建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の下請契約を締結し、このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると、令和元年9月9日に建設業許可部局である秋田県知事から営業停止処分を受けた。 | R1.11.1 ～ R1.12.12 | 6週間 | 東北 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| 前田・塩谷特定建設共同企業体 | 大阪府 | 事業団 | 当事業団発注の高砂市高砂浄化センター雨水ポンプ場施設建設工事その2において、令和元年9月2日、油圧式杭圧入引抜機（以下「バイラー」という。）のオペレーターをしていた3次下請の作業員が、継ぎ施工の鋼矢板の圧入作業中、クランプ（矢板とバイラーの固定のための爪）調整のためにバイラー真横にいたところ、バイラー自走中の再セット時に矢板の継ぎ接部が破断し、これに伴い転倒したバイラー本体に挟まれ被災（死亡）した。 | R1.12.2 ～ R2.1.1 | 1ヶ月 | 近畿 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 前田建設工業（株） | 東京都 | 事業団 | 同上 | R1.12.2 ～ R2.1.1 | 1ヶ月 | 近畿 | 同上 |
| 塩谷建設（株） | 兵庫県 | 事業団 | 同上 | R1.12.2 ～ R2.1.1 | 1ヶ月 | 近畿 | 同上 |

【指名停止・一覧表】

| 指名停止措置状況 | | | | | | | | |
|--|-------|------------|---|------------|---------|------------|----------------|---------------------------------|
| ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】 経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863 | | | | | | | | |
| 業者名 | 本店所在地 | 事業団又はその他の別 | 事実概要等 | 指名停止期間 | | 指名停止措置対象区域 | 指名停止等取扱要領の該当条項 | |
| 東山管理センター（株） | 京都府 | その他 | 当該業者の使用人が、令和元年8月21日、業務を行うため業務用車両で交差点を通過する際、タクシーと衝突し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで現行犯逮捕された。 | R1.12.26 ~ | R2.1.25 | 1ヶ月 | 近畿 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| 住商産業（株） | 熊本県 | その他 | 当該業者は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結し、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和元年11月15日に国土交通大臣より指示処分を受けた。 | R1.12.26 ~ | R2.1.25 | 1ヶ月 | 九州 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| （株）神和商事 | 兵庫県 | その他 | 当該業者の元代表取締役と元取締役が、令和元年11月14日に法人税法違反の疑いで逮捕された。 | R1.12.26 ~ | R2.1.25 | 1ヶ月 | 近畿 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| （株）フソウ | 香川県 | 事業団 | 当事業団発注の宇都宮市川田水再生センター水処理設備工事その18において、令和元年11月12日、当該業者の3次下請の者（一人親方）がモルタル仕上げ作業を行うために最終沈殿池の底版部に地上から梯子を使って降りる際、セーフティフックを使用せず、モルタルが入ったバケツ（5kg）を片手で持ちながら梯子を下り、その途中で足を踏み外して高さ3mから墜落し右脛骨を骨折した（約2ヶ月の加療見込み）。 | R2.1.14 ~ | R2.1.27 | 2週間 | 関東 | 別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| （株）守谷商会 | 長野県 | その他 | 当該業者は、平成30年2月12日、長野県小諸市内の民間業者発注の新築工事現場において、トラック運転手が鋼材の落下により死亡する労働災害事故を発生させた。これにより、佐久簡易裁判所は、下請け業者への指導を徹底しないなど労働災害を防ぐ必要な措置を講じなかったことによる労働安全衛生法（事業者の講ずべき措置等）違反のため、令和元年8月7日、同社と工事所長に対してそれぞれ罰金30万円の判決を言い渡した。 | R2.1.14 ~ | R2.1.27 | 2週間 | 関東北陸 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| セコム（株） | 東京都 | その他 | 令和元年11月1日、当該業者の使用人が出勤先の民家で窃盗と住居侵入の疑いで現行犯逮捕されたことが判明した。 | R2.1.14 ~ | R2.2.13 | 1ヶ月 | 近畿 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| （株）別府土建 | 福岡県 | その他 | 当該業者は、福岡県発注工事において、異なる下請契約額を記載した虚偽の施工体系図等を作成したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年12月13日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けた。 | R2.1.27 ~ | R2.3.8 | 6週間 | 九州 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| コニシ工営（株） | 北海道 | その他 | 当該業者は、平成31年4月23日、余市町内で施工した一般工事において、高さ8.8mの屋上で下請作業員1名に作業させた際、墜落防止のための囲い等を設けず、作業員が腰椎破裂骨折等の負傷をする事故を発生させ、令和元年11月16日付けで札幌簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 | R2.1.27 ~ | R2.2.9 | 2週間 | 北海道 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 丸山建設（株） | 秋田県 | その他 | 当該業者は、秋田県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、板金工業業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない板金工事を請け負い、このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年12月11日に建設業許可部局である秋田県知事から指示処分を受けた。 | R2.1.27 ~ | R2.2.26 | 1ヶ月 | 東北 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| 一新建設（株） | 東京都 | その他 | 当該業者の元取締役は、東京都足立区発注の区立小・中学校の改修工事に関し、足立区教育委員会学校施設課主事に、随意契約締結のために便宜を図ってもらい、その見返りに、平成30年3月頃、当該区職員自宅外構工事（約93万円相当）を無償で行ったとして、令和元年11月22日、贈賄容疑で警視庁に逮捕された。 | R2.3.3 ~ | R2.5.2 | 2ヶ月 | 関東 | 別表第2第2号（贈賄） |
| （株）神和商事 | 兵庫県 | その他 | 当該業者の元代表取締役が、令和元年12月4日に詐欺容疑で逮捕された。 | R2.3.3 ~ | R2.4.2 | 1ヶ月 | 近畿 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| （株）丸茂組 | 秋田県 | その他 | 当該業者は、秋田県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、大工工業業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める軽微な工事に該当しない大工工事の下請契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和2年1月29日に建設業許可部局である秋田県知事から指示処分を受けた。 | R2.3.3 ~ | R2.4.2 | 1ヶ月 | 東北 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| 日興電設（株） | 高知県 | その他 | 当該業者が令和元年12月10日付けで高知県に提出した決算終了後の変更届出書の記載により、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項に定めるとび・土工・コンクリート工業業の建設業許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結していたことが判明した。また、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている電気工事に、建設業法第7条第2項の規定の営業所の専任技術者が主任技術者として配置されていることも判明し、令和2年1月23日高知県知事から指示処分を受けた。 | R2.3.3 ~ | R2.4.2 | 1ヶ月 | 四国 | 別表第2第9号（建設業法違反行為） |
| 前田建設（株） | 兵庫県 | その他 | 当該業者の取締役は、兵庫県丹波市発注の水道工事の制限付き一般競争入札に関し、事前に同市水道部工務課職員から工事の設計価格や直接工事費の教示を受け、それらの価格をもとに、最低制限価格と同額で入札し、落札したとして、令和2年1月28日、公契約関係競争等妨害容疑で兵庫県警に逮捕された。 | R2.3.30 ~ | R2.5.29 | 2ヶ月 | 近畿 | 別表第2第6号（公契約関係競争等妨害又は談合） |

【指名停止・一覧表】

| 指名停止措置状況 | | | | | | |
|--|-------|------------|---|--------------------------|------------|--|
| ※1 表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2 表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経契発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】 経営企画部調査役（契約） 03-6361-7863 | | | | | | |
| 業者名 | 本店所在地 | 事業団又はその他の別 | 事実概要等 | 指名停止期間 | 指名停止措置対象区域 | 指名停止等取扱要領の該当条項 |
| 四国通建（株） | 愛媛県 | その他 | 当該業者及び当該業者の西条営業所工事長は、平成31年2月22日、西条市内において、民間工事で発生した廃電柱の荷卸し作業中に落下した電柱の下敷きになって同社従業員1名が死亡した事故に関し、作業指揮者を定めるなどの危険防止に必要な措置を講じていなかったとして、令和2年1月6日、労働安全衛生法違反の罪で西条区検察庁により起訴された。 | R2.3.30 ~ R2.4.12 2週間 | 四国 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| 山形建設（株） | 山形県 | その他 | 当該業者の元専務取締役は、山形県大石田町発注の建築工事の入札において、他の指名業者に対し、自社が受注できるよう入札価格を調整するなど談合を行った疑いで、令和2年2月5日、山形県警に逮捕された。 また、同者は、同入札に関し同町元副町長から事前に入札情報の教示を受けた公契約関係競売等妨害の疑いで、令和2年2月26日、山形県警に再逮捕され、さらに、同町が発注した他の建築工事の入札においても、元副町長から事前に入札情報の教示を受け、その見返りとして現金を渡していた贈賄の疑いで、令和2年3月11日、山形県警に再逮捕された。 | R2.3.30 ~ R2.9.29 6ヶ月 | 東北 北陸 | 別表第2第2号（贈賄） 別表第2第6号（公契約関係競売等妨害又は談合） |
| みづほ工業（株） | 石川県 | その他 | 当該業者は、平成31年2月6日に富山県小矢部市内の工事現場において、屋根の上で作業していた下請業者の作業員が屋根から転落して死亡する事故を発生させ、令和元年11月21日に、高岡簡易裁判所から、当該業者とその現場代理人が、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。 | R2.3.30 ~ R2.4.12 2週間 | 北陸 | 別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故） |
| （株）澤井商事 | 新潟県 | その他 | 当該業者は、平成30年11月30日に新潟県上越市内の自社骨材工場において、労働者が左腕をコンベヤーに巻き込まれ左腕を切断する事故を発生させ、令和元年12月21日に、当該業者とその代表役員等は、労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。 | R2.3.30 ~ R2.4.29 1ヶ月 | 北陸 | 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為） |
| （株）環境建設 | 福島県 | その他 | 当該業者は、営業所に常勤して専ら当該営業所の職務に従事しなければならない専任技術者について、 ①同時期に近接していない複数の工事現場の主任技術者として配置し、かつ、その専任技術者が工事現場に行く際は、自宅と現場とを直接往復し、営業所に出動していない事例が多数認められた。 ②専任技術者として勤務していない営業所が契約した工事現場の主任技術者に配置されている。 ③専任技術者として勤務している営業所と近接しているとは言えない工事現場の主任技術者に配置されている。 等が建設業法第15条第2号に違反するとして、令和2年2月10日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。 | R2.3.30 ~ R2.4.29 1ヶ月 | 東北 | 別表第2第9号（建設業法違反） |